

添田町 第6次総合計画

2021～2030



みんなでまちづくり



福岡県添田町

添田町 第6次総合計画 2021～2030

福岡県添田町



添田町
第6次総合計画

2021～2030

福岡県添田町

町長あいさつ



添田町長
寺西 明男

添田町第6次総合計画は、今後10年間のまちづくりの基本的方向を示すものです。

策定にあたり、学識経験者や有識者での審議、そして、町民及び若者アンケートの実施や素案作成の段階からソエダみらい会議に参画いただくなど、約2年に及ぶ作業の中で、町民や本町と関わりのある方々の参加を基本とした計画づくりをすすめ、令和3年3月に策定いたしました。

昨今、社会経済環境の変化は速度を増し、とりわけ少子高齢化の進行や人口減少社会が本格化する中、環境問題の顕著化や、規制緩和、地方創生推進に係る制度改革など、町民生活や行政を取り巻く環境は大きく変化し続けています。今後は今以上に、少子化や人口減少に伴い地域コミュニティの維持が難しくなるとともに、また多様化するニーズに対応するための人的資源や財源も不足してきます。

このような中にあっても、「みんなでまちづくり」を合言葉に、町民や本町と関わりのある方々と行政がともに考え、ともに行動する協働・連携のまちづくりを進め、将来像「いつまでも健康で住み続けられる・住みたくなる」の実現を目指します。

まちづくりは、「まちはひと、ひとはまち」であり、町民の皆様が主役となり、自らの責任と選択により、自らが地域社会づくりをすすめていくものだと考えます。貴重な財産である自然や歴史を大切にしながら、「住んでよかった」と心から実感できる添田町をめざし、町民一人ひとりがまちを愛し続け、「このまちに住みたい、住み続けたい」と思うことができるまちの実現に向け、町民の皆様と手を取り合い、町政に取り組んで参ります。

皆様とともに、この計画を掲げ、頑張っていきたいと思いますので、更なるご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、熱心にご議論をいただいた総合計画策定審議会の委員をはじめ、本計画の策定に当たり貴重なご意見をいただきました町民の皆様や、ご協力をいただいた関係各位に心からお礼申し上げます。

もくじ

はじめに	2
第1節 計画策定にあたって	4
第2節 計画の構成と期間	4
第3節 計画の位置付け	5
第4節 計画の進行管理	6
第1章 基本構想	8
第1節 10年後のありたい姿(将来像)	10
1 基本理念	10
2 10年後のありたい姿(将来像)	10
3 施策別のありたい姿と施策の内容	13
第2節 施策大綱	19
第3節 人口フレーム(人口ビジョン)	20
第4節 財政状況と今後の推移	22
1 現状と課題	22
2 第6次総合計画期間における財政見込み	22
3 今後の財政運営	23
第5節 土地利用構想	24
1 整備の基本方針	24
2 軸・拠点・ゾーンの形成	25
第6節 基本構想策定のプロセス	27
1 ソエダみらい会議(仮称)の開催	27
2 アンケート調査の実施	30
第2章 実行計画(基本計画)	38
第1節 実行計画(基本計画)	40
1 みんなでまちづくりプロジェクトについて	40
2 実行計画(基本計画)について	41
参考資料	86
第1節 町の概況(沿革、位置・面積、地勢)	88
1 歴史・沿革	88
2 位置・面積等	88
第2節 社会潮流とまちづくりの課題	90
1 更なる人口減少・人口構造の変化	90
2 安全・安心な暮らしへの意識の高まり	90
3 都市間・地域間競争の加速	91
4 Society5.0の実現に向けた動き	91
5 働き手・働き方の多様化	92
6 社会的つながり(ソーシャルキャピタル)の低下	92
第3節 策定体制	93
第4節 策定経過	94
第5節 諮問・答申	95
1 諮問書	95
2 答申書	96

SOEDA



添田公園

2021-2030

添田町 第6次総合計画

はじめに



第1節 計画策定にあたって

総合計画は、昭和44年の地方自治法改正により「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められ、本町では昭和45年に第1次総合計画を策定しました。以来、総合的かつ計画的な行財政運営による町政の振興を図るため、おおむね10年間のまちづくりの方針を示す基本構想を策定しており、平成22年度に策定した第5次総合計画の計画期間は令和2年度までとなっています。

平成23年5月2日には「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、総合計画(基本構想)の策定義務はなくなったものの、本町では、今後も引き続き、総合的かつ計画的な行財政運営による町政の振興を図るため、第6次総合計画を策定することとしました。策定にあたっては、「**「他人事」から「自分事」へ**」をキーワードに実施した職員研修や、ソエダみらい会議(仮称)、審議会などにおける議論などから、人口減少が更に進んでいく中、これからのまちづくりは、「みんなで取り組むことが重要」との共通の認識を得られました。

そこで、第6次総合計画では「**みんなでまちづくり**」を合言葉に、「**いつまでも健康で住み続けられる・住みたくなる**」まちづくりを進めます。

第2節 計画の構成と期間

第6次総合計画は、添田町の10年後のありたい姿(将来像)を示す基本構想と、基本構想で描いた姿を実現するために、現時点で、今後5年間で実行する又は実行したい施策・事業から成る実行計画(基本計画)で構成します。

基本構想では、今後10年間で実現を目指す将来像とともに、町政に関わる各分野の施策・事業の方向性を示します。

実行計画では、基本構想を踏まえ、今後5年間の各分野の施策・事業及び目標指標(KPI※)を示します。実行計画に記載された内容については、毎年、評価・検証・見直しを行うものとします。

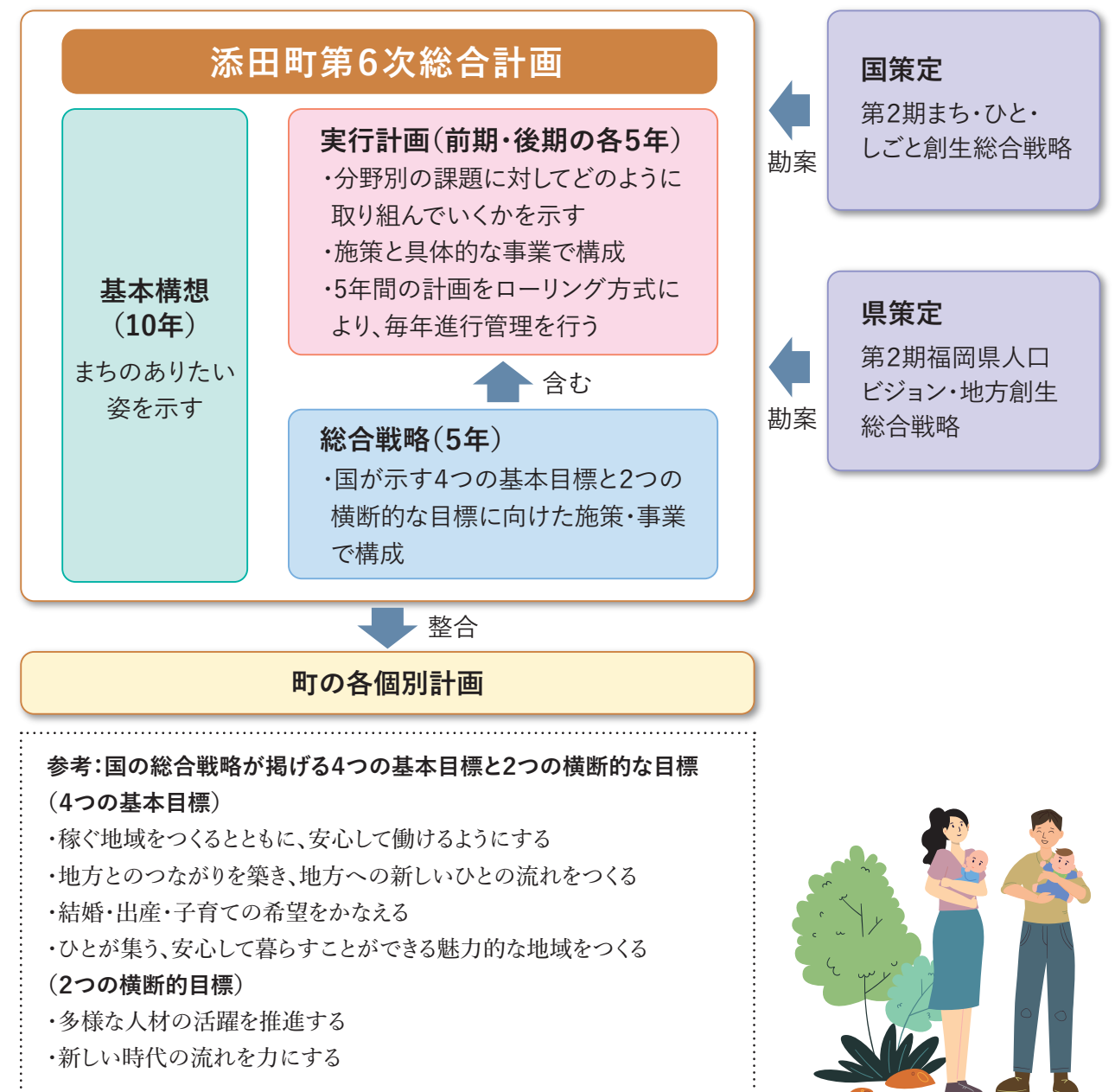
※ KPI:「Key Performance Indicators」の略で、「重要業績評価指標」のこと。「目標を達成する上で、その達成度合いを計測・監視するための定量的な指標のこと」と定義されている。

第3節 計画の位置付け

本町では、総合計画を町の最上位計画と捉え、あらゆる計画の基本となるもので、行財政運営の総合的な指針となるものと位置付けています。また、まち・ひと・しごと創生法に基づき、少子化と人口減少を克服し、持続可能な地域社会を構築するための総合戦略を兼ねるものとして策定します。

したがって、国と福岡県、それぞれが策定する「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して策定するとともに、町が策定する個別計画は第6次総合計画との整合性を図っていくこととします。

なお、「添田町議会の議決すべき事件に関する条例」及び「添田町議会の議決すべき事件に関する条例に関する取扱要綱」において、「総合計画の基本構想及び基本計画」は議会の議決が必要な計画であると定められています。



第4節 計画の進行管理

総合計画の進行管理については、PDCAサイクルによって、その進捗の達成度や効果などを検証し、改善する仕組みを構築します。また、実行計画に記載された内容については、進捗確認シートを作成し、毎年、シートに基づいて評価・検証・改善を行うものとします。

なお、総合計画は総合戦略を兼ねるものとして策定していることから、特に総合戦略に記載する施策・事業については定期的に多角的な評価を行うため、外部有識者を含む検証機関による検証を実施し、評価結果を踏まえた必要な見直しを行うこととします。



今川の源流

